

令和3年1月
定例教育委員会会議

会議録

令和3年1月22日開催

会 議 録

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|--|---|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--|---------------|--|---------------|--|
| 開催日時 | 令和3年1月22日（金） | 午後2時 午後2時41分 | 開会 閉会 | | | | | | | | | | | | |
| 場 所 | 旭川市教育委員会 会議室 | | | | | | | | | | | | | | |
| 出席者 | 教育長 及び委員 | 教育長 黒蕨 真一， <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣，委員 滝山 義之 委員 近藤 美保，委員 山崎 與吉 | | | | | | | | | | | | | |
| | 事務局 | 説明員 | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">学校教育部長 山川 俊巳</td> <td style="width: 50%;">社会教育部長 高田 敏和</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 林上 敦裕</td> <td>社会教育部次長 酒井 睦元</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 岩崎 昌美</td> <td>社会教育部次長 吉田 哲也</td> </tr> <tr> <td>学校施設課長 三浦 雅仁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長 佐藤 文泰</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校施設課主査 角張 隆昌</td> <td></td> </tr> </table> | 学校教育部長 山川 俊巳 | 社会教育部長 高田 敏和 | 学校教育部次長 林上 敦裕 | 社会教育部次長 酒井 睦元 | 学校教育部次長 岩崎 昌美 | 社会教育部次長 吉田 哲也 | 学校施設課長 三浦 雅仁 | | 教職員担当課長 佐藤 文泰 | | 学校施設課主査 角張 隆昌 | |
| | | 学校教育部長 山川 俊巳 | 社会教育部長 高田 敏和 | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部次長 林上 敦裕 | 社会教育部次長 酒井 睦元 | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校教育部次長 岩崎 昌美 | 社会教育部次長 吉田 哲也 | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校施設課長 三浦 雅仁 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教職員担当課長 佐藤 文泰 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校施設課主査 角張 隆昌 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務局員 | 教育政策課 上江 昌弘 同 宮嶋 健史 | | | | | | | | | | | | | | |
| 傍聴者 | 0人 | | | | | | | | | | | | | | |
| 公開・非公開の別 | 一部非公開 | | | | | | | | | | | | | | |
| 会議次第 | <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 旭川市科学館施設整備基金条例の制定について ・議案第2号 旭川市学校施設長寿命化計画（案）に対する意見提出手続の実施について ・報告第1号 令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和2年第4回定例市議会の報告について 6 その他 7 閉会 | | | | | | | | | | | | | | |

| 審 議 内 容 | |
|-----------|--|
| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
| 教 育 長 | <p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和3年1月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p> |
| 教 育 長 | <p>本日の会議録署名委員は、本田委員、山崎委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p> |
| 教 育 長 | <p>会議録ですが、令和2年10月定例教育委員会会議（令和2年10月15日開催）及び令和2年11月定例教育委員会会議（令和2年11月4日開催）については既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p> |
| 各 教 委 員 長 | <p>ありません。</p> <p>御意見がありませんので、令和2年10月定例教育委員会会議及び令和2年11月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p> |
| 各 教 委 員 長 | <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和2年10月定例教育委員会会議及び令和2年11月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p> |
| 各 教 委 員 長 | <p>なお、令和2年12月定例教育委員会会議（令和2年12月18日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するということがよろしいですか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和2年12月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> |
| 教 育 長 | <p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「旭川市科学館施設整備基金条例の制定について」、議案第2号「旭川市学校施設長寿命化計画（案）に対する意見提出手続の実施について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p> |
| 各 教 委 員 長 | <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市科学館施設整備基金条例の制定について」、議案第2号「旭川市学校施設長寿命化計画（案）に対する意見提出手続の実施について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」及び報告第4号「旭川市立小中学</p> |

| | |
|-----------|---|
| | 校教職員人事の内申（臨時代理）について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。 |
| 岩崎学校教育部次長 | 報告第1号「令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、報告願います。 本件は、一般会計補正予算につきまして、令和3年第1回臨時市議会に議案を提出するよう市長へ意見を申し出るものですが、市議会への議案の提出期限の関係上、緊急に処理する必要がありますので、既に教育長が臨時に代理いたしましたので、同条第3項の規定により御報告するものでございます。学校教育部所管分について御説明いたします。 学校ICT環境整備費補正額1億3,716万3千円の減につきましては、令和2年第3回臨時市議会及び第4回臨時市議会でも原案どおり可決された小学校1年生から中学校3年生までの学習者用及び指導者用端末などの整備費について、契約締結に伴い費用が減となったことから、予算を減額するものです。 |
| 教 育 長 | 報告第1号「令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。 |
| 滝 山 委 員 長 | その差額分は国からの交付金を使わなかったということですか。 市として交付金をいただいております、他にも交付金を充てなければならない事業があるものですから、この差額分は別の事業の財源に充当するため、減額するということです。 |
| 各 委 員 長 | 他に御意見、御質問等がありますか。 |
| 各 教 育 長 | ありません。 |
| 各 委 員 長 | それでは、報告第1号「令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。 |
| 各 教 育 長 | 異議ありません。 「異議なし。」と認め、報告第1号「令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。 |
| | 《 報 告 事 項 》 |
| 教 育 長 | それでは、報告事項に入ります。 |
| 学校教育部長 | 報告事項（1）「令和2年第4回定例市議会の報告について」、報告願います。 会期は、令和2年11月30日から12月10日までの通算11日間、学校教育部に係る議案は、旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定についてでした。 12月4日から同月8日までの3日間、一般質問が行われ、自民党・市民会議、民主・市民連合、公明党及び無党派Gから質問がございました。 公明党のもんま議員から、コロナ禍での簡単にできる感染予防対策に係る、小中学校のトイレに関わり2項目について、自民党・市民会議の佐藤議員から、小中学校における学校給食費の未納状況と無償化に関わり7項目について、公明党の高花議員から、手続における押印廃止と書面主義の見直しに関わり1項目について、公明党の中野議員から、学校における新型コロナウイルスの感染防止策などに関わり6項目について、無党派Gのひぐま議員から、東旭川学校給食センターの水道凍結と暖房計画などに関わり7項目について、民主・市民連合の江川議員から、コロナ禍における学校の対応に関わり5項目について、自民党・市民会議の上村議員から、GIGAスクール構想の取組に関わり5項目について、質問がございました。 学校教育部の報告は以上でございます。 |
| 社会教育部長 | 引き続き、社会教育部関係部分を御報告いたします。 社会教育部は一般質問において、1人から質問がありました。 公明党の高花議員から、1月に開催を予定していた成人式を延期と判断 |

| | |
|-----------|---|
| 教 育 長 | <p>した経緯などに関わり2項目について、質問がございました。 社会教育部の報告は以上となります。 報告事項(1)「令和2年第4回定例会市議会の報告について」、御意見、御質問等がありますか。</p> |
| 各 委 員 長 | <p>ありません。 それでは、報告事項(1)「令和2年第4回定例会市議会の報告について」は、報告を受けたこととします。</p> |
| | <p>《 そ の 他 》</p> |
| 教 育 委 員 長 | <p>他に、何かありますか。 ありません。 ありません。</p> |
| 各 委 員 長 | <p>《 秘 密 会 》</p> |
| 教 育 長 | <p>ここからは、秘密会といたします。 ここで皆さんにお諮りいたします。 報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」及び報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p> |
| 各 委 員 長 | <p>異議ありません。 「異議なし。」と認め、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」及び報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」は、会議録には概要を記載することといたします。</p> |
| 吉田社会教育部次長 | <p>議案第1号「旭川市科学館施設整備基金条例の制定について」、説明願います。 現在の旭川市科学館は平成17年に開館し、本年7月には満16年を迎えようとしております。常設展示機器をはじめ、他の設備等の老朽化が見受けられ、整備が必要な状況となっております。こうした整備を行っていくとともに、今後、新たな社会である超スマート社会の実現を目指すに当たり、科学館といたしましても、これまでの活動に加えて、SDGsなどの複合化、複雑化した課題を解決できるSTEAM人材を育成する機会を創出していく必要があると考えております。さらに、科学への関心を高め、理解を深めていくための事業についても、これまで以上に充実していくことが求められており、必要となる財源を確保していくことが課題となっております。 このことから、安定的な財源基盤の確立を目指して、新たに旭川市科学館施設整備基金を設置するために、旭川市科学館施設整備基金条例を制定するものであり、令和3年第1回定例会市議会に提案しようとするものでございます。</p> |
| 教 育 長 | <p>議案第1号「旭川市科学館施設整備基金条例の制定について」、御意見、御質問等がありますか。</p> |
| 滝 山 委 員 長 | <p>財源はどのように確保するのですか。</p> |
| 吉田社会教育部次長 | <p>財源については、ふるさと納税による寄附金をいただいて、活用していくことを考えております。</p> |
| 滝 山 委 員 長 | <p>ふるさと納税では使い道を選べると思うのですが、そこに科学館の欄を設けるのですか。</p> |

| | |
|-----------|--|
| 吉田社会教育部次長 | そのように考えております。 |
| 滝山委員 | ふるさと納税に加えて、市からの予算措置があるのですか。 |
| 吉田社会教育部次長 | 予算措置については、財政当局と調整することとなるので、確実なものとなる見通しはないものですから、まずは自分たちで集められる寄附金を活用していくところです。 |
| 滝山委員 | どのくらいの金額を見込んでいるのですか。 |
| 吉田社会教育部次長 | 具体的な金額については、見通しがつきにくいところです。 基金の創設に当たっては、ある程度の金額がないと始められないものですので、一般財源から措置していただいて基金を創設することが一般的でしたが、本件については、旭川市にゆかりのある方からまとまった寄附をいただけることとなり、その一部を科学館のために使ってほしいとの御意向がありましたので、このような基金を創設することとなりました。 |
| 教 育 長 | ふるさと納税による寄附は、今のところ順調ですので、寄附先として科学館を新たに設けることで施設整備の充実をしていきたいと考えています。他に御意見、御質問等がありますか。 |
| 各 委 員 | ありません。 |
| 各 教 育 長 | それでは、議案第1号「旭川市科学館施設整備基金条例の制定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。 |
| 各 委 員 | 異議ありません。 |
| 各 教 育 長 | 「異議なし。」と認め、議案第1号「旭川市科学館施設整備基金条例の制定について」は、原案どおり決定します。 |
| 学校施設課長 | 次に、議案第2号「旭川市学校施設長寿命化計画（案）に対する意見提出手続の実施について」、説明願います。 令和2年10月の定例教育委員会会議におきまして、本計画を策定することについて御報告いたしました。その後、庁内の検討会議等を経まして、計画案を作成いたしました。 本計画案について、令和3年2月1日から3月5日の期間で意見提出手続を行うに当たり、計画の内容について御説明させていただきます。 はじめに、計画の背景・目的であります。本市の学校施設は、全体の約70%が建築後30年を経過し、老朽化が進んでおります。一方で、今後の施設の環境としては教育環境の質的向上、バリアフリー化、防災機能の強化なども求められている状況にあります。このような状況の中、中長期的な視点を持って、財政負担の軽減や平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能や性能を確保することを目的として、本計画を策定することといたしました。 次に、計画の位置付けとしましては、本市の公共施設全体の取組を示す計画であります。旭川市公共施設等総合管理計画のうち学校施設に係る個別計画として位置付けており、各関連計画との整合も図りながら策定してまいります。 次に、計画の期間としましては、上位計画である旭川市公共施設等総合管理計画の期間に合わせ、令和2年度から令和21年度までの20年間としております。 対象施設としましては、令和2年度現在、学校教育部が所管しております小学校52校、中学校26校、東旭川学校給食センター、富沢ふれあいの家の計80施設としております。 次に、学校施設の目指すべき姿であります。本計画に基づき、今後の整備を進めるに当たり、各関連計画と整合性を図るとともに、重点的に配慮を行うべき事項を設定しており、三つの事項を掲げております。 まず、一つ目の、安全・安心で充実した施設環境の整備についてであります。旭川市公共施設等総合管理計画の基本方針にもあります、「施設の計画的な維持・更新」を行うことで、安心して学べる環境の整備を目指すとしております。 |

二つ目の、学び方の変化に対応した施設の整備については、学校教育に係る制度などが変化していく中、教育の多様化への対応を目指すこととしております。

三つ目の、地域に密着した施設整備については、学校施設は子どもたちが過ごす場所であるほか、スポーツや地域での利用など多くの市民が利用する施設であることから、全ての人が利用しやすいようユニバーサルデザインを採用した施設を目指すこととしております。

次に、学校施設の劣化状況につきましては、学校施設を5つの部位に分けた上で、A B C Dの4段階で評価しております。

このうち、屋根・屋上については、広範囲に劣化しているC評価、早急な対応が必要なD評価を合わせると約30%であり、特に劣化が進行している部位であり、計画的な更新が必要であるとしております。

今後の維持管理・更新コストでは、先ほど説明いたしました劣化状況を踏まえ、仮に従来型の整備方法であります建築後50年程度での建替えを行った場合の試算をした結果、向こう40年間のコストは約2,360億円、1年当たりでは59億円となる見込みであります。過去5年間の工事費や修繕費、光熱水費等を合わせた施設関連経費は33.7億円であり、これと比較すると、約1.8倍に当たる費用が今後必要となります。また、令和3年度からの向こう20年間は、改築が集中し、年70億円以上の費用が必要となるため、コストの縮減や予算の平準化などの対策を行うことが必要となります。

これらのことを受け、今後の学校施設の整備方針は、特定の期間に多額の費用が集中してしまう従来型の建替え中心の整備から、適切な維持管理を行いながら学校に求められる機能や性能を維持する長寿命化改修による整備に移行していくこととしております。

そのため、屋根や外壁など各部位の機能や性能が著しく低下してしまう前に補修し、機能や性能を回復させる大規模改修を20年目で行い、教室形状の変更などの機能向上なども併せて行う長寿命化改修を40年目に実施します。そして、60年目に再度機能回復を行い、最終的に目標使用年数の80年まで学校施設を使用することとしております。

長寿命化のコストの見通しですが、従来型から長寿命化型の整備に移行することで、40年間で約261億円の費用を圧縮できる見通しです。年平均額にしますと約6.6億円圧縮されますが、先ほど同様、過去5年間の施設整備費である33.7億円と比較しますと、約1.6倍に当たる約52.5億円が必要であることから、いずれにいたしましても、維持管理の適正化やコストの抑制などに努めていくことが必要となります。

改修等の整備水準では、大規模改修を行う際には、更新周期や各施設の劣化状況を踏まえながら、改修を行っていくこととしております。また、長寿命化改修を行う場合には、これらに加え、教育制度などの変化や教育環境の質的向上を図るための改修も併せて実施するなど、合理的な改修を検討してまいります。

次に、計画の実施・運用方針であります。学校施設の長寿命化を適切に進めていくためには、施設の状態や改修履歴等から、施設の劣化や不具合を把握することが重要でありますことから、劣化状況調査票を各施設ごとに作成、管理し、これに基づいて、改修の必要箇所や優先順位を決定していくこととしております。

計画の見直しについては、PDCAサイクルを確立し、旭川市公共施設等総合管理計画など関連計画の見直しや教育環境等の変化も踏まえ、適宜見直しを行うこととしております。以上が、本計画案の説明となります。

今後のスケジュールといたしましては、意見提出手続の実施後は、その結果を踏まえ、庁内検討会議等を開催し、計画の最終案をまとめまして、教育委員会会議で御審議いただき、令和3年3月末までに策定したいと考

| | |
|---------|---|
| | えております。 |
| 教 育 長 | 議案第 2 号「旭川市学校施設長寿命化計画（案）に対する意見提出手続の実施について」、御意見、御質問等がありますか。 |
| 山 崎 委 員 | 学校の数が減ると、この計画に影響は出ないのですか。 |
| 学校教育部長 | 学校が少なくなる見込みはあると思いますが、現在の状況を基にして、試算するなど整理をしております。 |
| 教 育 長 | 小・中学校適正配置計画とも整合を図りながら進めていくこととなります。いずれにしても、今の予算の規模から約 1.6 倍になってしまいます。計画を持ちながら予算も確保するとなると難しい部分はあると思いますが、しっかりと維持管理をしながら、長く使っていくという考え方で整理してまいります。 |
| 本 田 委 員 | 学校は築年数がそれぞれ違います。近年増改築した校舎については、今後この計画のとおり進めることが良いかと思いますが、劣化度が増している校舎については、改築が急がれていることもあり、市の財政に与える影響は大きいのではないかと思います。 |
| 教 育 長 | これは国から要請されている計画ということもあり、市として耐震化や長寿命化について考えを持たなければならない状況にあります。決して形だけ作るということではなく、これに基づいて適切に進めていくこととなりますが、一方で財政的な課題もあることから、調整していくことが必要になります。 |
| 近 藤 委 員 | 東栄小学校が新しくなりましたが、今後も耐震化による建替えを予定している順番があると思います。この計画ができたことによって、建替えの考え方がなくなって改修で長らえるという方針に転換するのですか。 |
| 学校施設課長 | 耐震化を進めていく学校とは区別しておりますことから、耐震化は並行して進めていきます。 |
| 近 藤 委 員 | 建替えはするということですね。大規模改修をするか、建替えをするか、財政的にも無駄のないように進めてほしいと思いました。 |
| 教 育 長 | 他に御意見、御質問等がありますか。 |
| 各 委 員 | ありません。 |
| 教 育 長 | それでは、議案第 2 号「旭川市学校施設長寿命化計画（案）に対する意見提出手続の実施について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。 |
| 各 委 員 | 異議ありません。 |
| 教 育 長 | 「異議なし。」と認め、議案第 2 号「旭川市学校施設長寿命化計画（案）に対する意見提出手続の実施について」は、原案どおり決定します。 |
| | < 報告第 2 号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」 > |
| | 令和 3 年 1 月 7 日付けの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。 |
| | < 報告第 3 号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」 > |
| | 令和 2 年 1 2 月 1 4 日から令和 3 年 1 月 9 日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。 |
| | < 報告第 4 号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」 > |
| | 令和 2 年 1 1 月 1 9 日から同年 1 2 月 2 8 日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。 |

《 そ の 他 》

教
各
事
教

育
委
務
育

長
員
局
長

他に、何かありますか。

ありません。

ありません。

それでは、以上で令和3年1月定例教育委員会会議を終了いたします。

《 閉 会 》